

取 扱 注 意

資 料 3

運用による第3号被保険者
の具体的な事務の取扱い

平成22年11月12日

日本年金機構

(国民年金部・年金給付部)

目 次

1. 【別添1】 運用による第3号被保険者の取扱い・・・P 1 ～ P 7
2. 【別紙1】 窓口対応時のフロー・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
3. 【別紙2】 郵送時の対応フロー・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
4. 【別紙3】 周知用チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
5. 【別紙4～7】 確認書・・・・・・・・・・・・・・・・P11 ～ P14
6. 【別紙8～10】 お知らせ文書・・・・・・・・・・・・・・・・P15 ～ P17
7. 【別紙11】 申出書・・・・・・・・・・・・・・・・P18
8. 【別紙12～13】 種別変更通知書・・・・・・・・・・・・・・・・P19 ～ P20
9. 運用3号に係るQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・P21 ～ P24

実態と異なる第3号被保険者期間を有する者の種別変更等の取扱いについては、「国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ（勸奨）の実施について」（平成10年3月2日庁文発第497号）及び「国民年金第2号又は第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者に対する適用促進について（平成17年4月20日庁保発第0420001号）」等に基づき、適用勸奨及び「届出がない場合の資格取得等の手続き（いわゆる「職権適用」）」を実施してきた。

しかしながら、一連の手続きについて徹底がなされていなかったこと等により、3号から1号への種別変更手続きが行われないままとなっている事例が相当数生じている。

このことから、本年3月29日に開催された厚生労働大臣直属の年金記録回復委員会において、このような事例については、「受給者は現状のままとし、被保険者については、過去2年間に限って1号への種別変更が適当」である旨の報告が行われたことから、これを具体化するための取扱いを下記のとおりとする。

なお、以下の取扱いは、本年12月1日（仮置き）から適用する。

記

1. 実態と異なる第3号期間を有する者の記録の取扱い

(1) 受給者

既に裁定が行われている受給者は、何らかの機会に不整合記録（注）が判明しても記録の訂正は行わない。

（注）不整合記録とは、「第3号被保険者期間とその配偶者の第2号被保険者期間が相違している場合」及び「第3号被保険者期間とその配偶者の扶養情報による扶養削除年月日が相違している場合」をいう。

(2) 被保険者及び被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）

- ① 記録の不整合が判明した時点から2年以内の期間については、1号期間に種別変更し、保険料の納付を求める。また、2年以内の期間について保険料納付されない場合は、1号未納期間として取り扱う。
- ② 記録の不整合が判明した時点で、保険料の時効が到来している期間については、引き続き3号期間とみなす。（この取扱いによる3号期間については、以下「運用3号期間」という。）

③ 以上が被保険者等に関する取扱いの共通ルールであるが、被保険者等の年齢ごとの具体的な取扱い例を整理すると以下のとおりとなる。

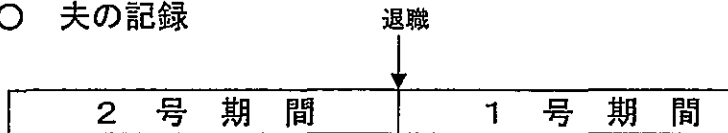
◎ 62歳1カ月以降の方

保険料の時効が到来していない過去2年間の加入期間がないため、時効到来した期間については、運用3号期間とする。【図1参照】

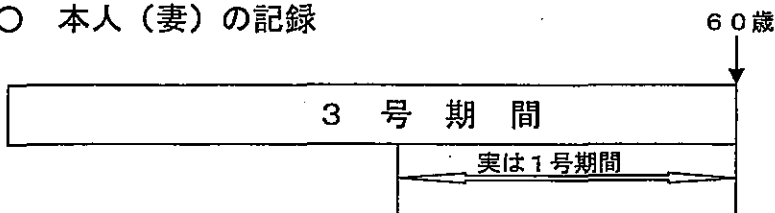
図1

ア 不整合記録（現状）

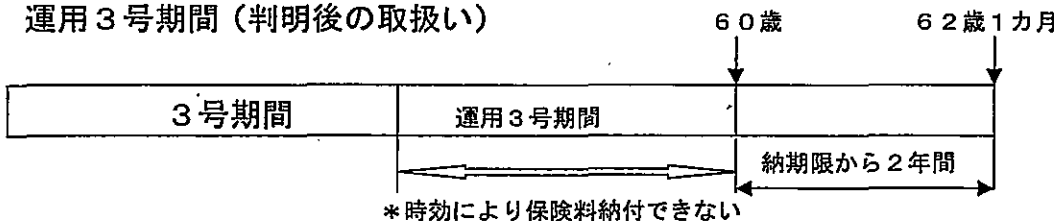
○ 夫の記録



○ 本人（妻）の記録



イ 運用3号期間（判明後の取扱い）



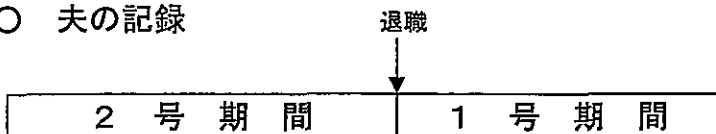
◎ 60歳1カ月以降62歳以下の方

保険料の時効が到来していない過去2年間のうち一部に加入期間があるので、時効到来していない一部の期間のみ、速やかに1号への種別変更を行った上で保険料納付を求め、時効到来した期間については、運用3号期間とする。【図2参照】

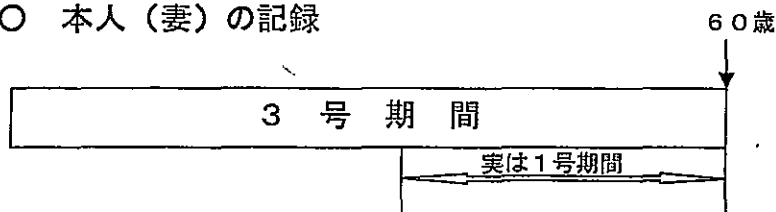
図2

ア 不整合記録（現状）

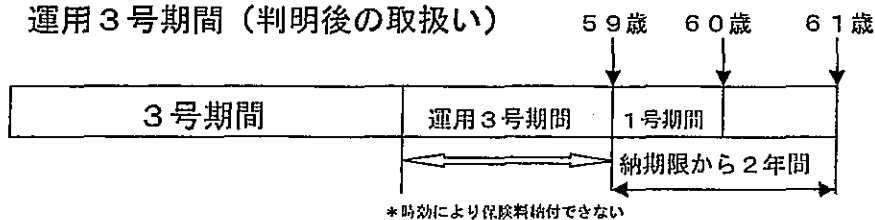
○ 夫の記録



○ 本人（妻）の記録



イ 運用3号期間（判明後の取扱い）



◎ 60歳以下の方

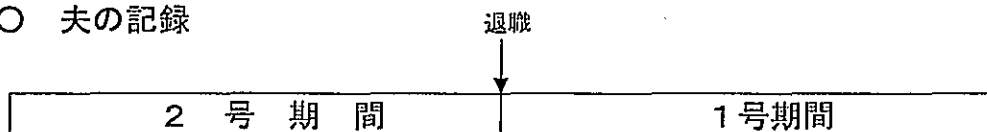
ア 3号期間として管理されている記録に1号期間が判明した場合
速やかに1号への種別変更を行った上で、将来に向かって保険料納付を
求める。

過去の期間については、保険料の時効が到来していない過去2年間は
除き、運用3号期間とする。【図3参照】

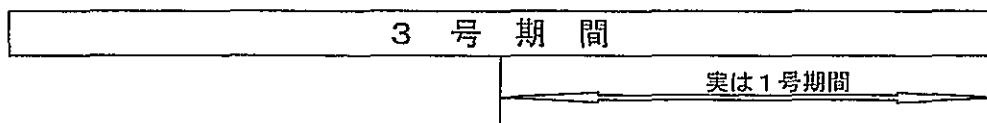
図3

A 不整合記録（現状）

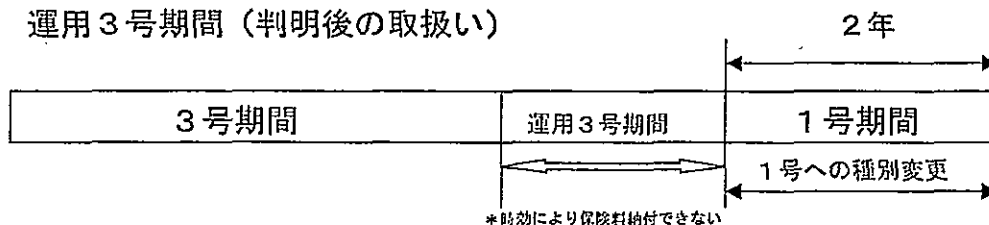
○ 夫の記録



○ 本人（妻）の記録



B 運用3号期間（判明後の取扱い）



イ 3号期間として管理されている記録に1号期間が判明し、現在の配偶者記録が2号期間の場合

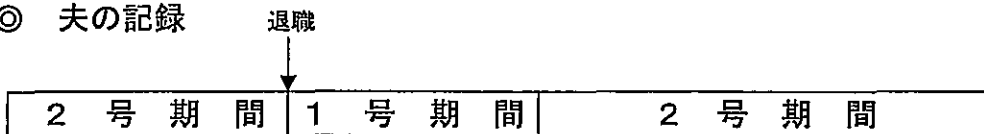
運用3号期間を適用した場合、現在の配偶者記録が第2号被保険者であるときは、3号期間のままとしたうえで、3号で正しいか確認する文書（注）を送付する。なお、回答がない場合は、再度確認する文書を送付し、それでも回答がない場合は「届出がない場合の資格取得等手続き」による1号への種別変更を行う。【図4参照】

ただし、直近2年間の配偶者の記録において1号から2号への種別変更があった場合には、現行どおりの取扱いとすること。

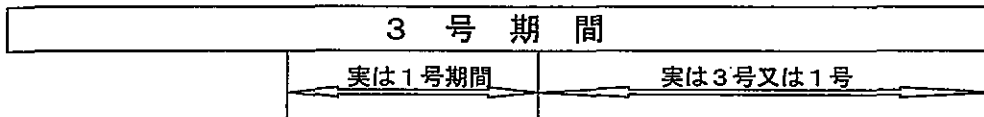
図4

A 不整合記録（現状）

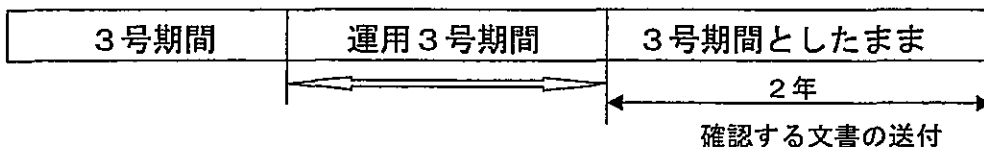
◎ 夫の記録



◎ 本人（妻）の記録



B 運用3号期間



（注）確認する文書とは、お知らせ文書「別紙10」、申出書「別紙11」、説明用チラシ「別紙3」とする。

なお、申出書における第3号被保険者であることの確認は、「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日付庁保発第13号）、「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」（昭和61年4月1日付庁保発第18号）及び「国民年金第3号被保険者に関する届出に係る事務の取扱いについて」（平成14年1月28日付庁保発第3号）により、取扱うこと。

2. 年金裁定請求時に不整合記録が判明した場合の具体的な手続き

(1) 窓口における対応（別紙1フロー参照）

年金裁定請求時に不整合記録が判明し、1号への種別変更を行う場合は、以下のすべてのケースについて、別紙3「運用3号説明用チラシ」を必ず手渡し、請求者に取扱いの概要を説明すること。

① 老齢基礎年金裁定請求の場合

ア 年金請求時に3号期間の不整合記録が判明した場合は、繰上げ請求する場合を除き、保険料の納付期限の時効が到来しているため、運用3号期間として裁定すること。

イ 繰上げ請求者で直近の2年間に1号期間が判明した場合は、3号から1号への種別変更を「届出がない場合の資格取得等手続き」により行うことや年金額への影響等について十分説明をすること。その上で、(ア) 請求者が納付の意志を示された場合は、1号期間における保険料を納めた後に請求書を提出するよう説明の上、繰上げ請求書を一旦返戻すること。【別紙1フロー(1)参照】

(イ) 請求者が納付の意思を示されなかった場合であって、1号期間を除いて受給資格期間を満たしている場合は、別紙4「確認書」を受理し、種別変更の処理後に裁定すること。【別紙1フロー(2)参照】

(ウ) 請求者が納付の意思を示されなかった場合であって、1号期間について納付を行わないと年金受給資格期間を満たさない場合は、別紙5「確認書」を受理し、請求書を返戻すること。【別紙1フロー(3)参照】

この場合の「確認書」は、相談申出票に添付し、保管すること。

② 特別支給の老齢厚生年金請求の場合

ア 62歳以降に請求する者については、保険料納付期限の時効が到来しているため不整合記録は運用3号期間として裁定すること。

イ 62歳前に請求する者については、直近2年間を除いた期間は運用3号期間とし、直近2年間の期間は3号から1号への種別変更を「届出がない場合の資格取得等手続き」により行うことや年金額への影響等について十分説明をすること。その上で、

(ア) 1号期間を除いて受給資格期間を満たしている場合は、別紙6「確認書」を受理し、請求者の納付の意志に関わらず、種別変更の処理後に裁定を行うこと。【別紙1フロー(4)参照】

(イ) 1号期間について納付を行わないと年金受給資格期間を満たさない場合は、別紙7「確認書」を受理し、請求書を返戻すること。【別

紙1フロー(3)参照】

この場合の「確認書」は、相談申出票に添付し、保管すること。

- (2) ターンアラウンド方式による年金請求書等が郵送された場合の対応(別紙2フロー参照)

3号期間の不整合記録が判明した場合は、直近2年間を除いた期間は運用3号期間とし、直近2年間の期間は3号から1号への種別変更を「届出がない場合の資格取得等手続き」により行うこと。

ア 1号期間を除いて受給資格期間を満たしている場合は、別紙8「お知らせ文書」を請求者あて送付し、裁定を行うこと。【別紙2フロー(1)参照】

イ 1号期間について納付を行わないと年金受給資格期間を満たさない場合は、年金請求書に別紙9「お知らせ文書」を添えて、請求者宛に返送すること。【別紙2フロー(2)参照】

3. 「届出がない場合の資格取得等手続き」における留意事項

- (1) 運用3号期間を有する場合の「届出がない場合の資格取得等手続き」による種別変更年月日は、窓口対応日の属する月の前々月から起算して2年目の月の初日とする。
- (2) 「届出がない場合の資格取得等手続き」による種別変更は、「206」届書コードによる届書様式を使用し、上部の余白欄に「運用3号による種別変更」と記載し、速やかに事務センターに入力依頼を行うこと。
- (3) 事務センターは、入力処理及び納付書作成後、「届出がない場合の国民年金第1号被保険者種別変更通知書」(別紙12又は別紙13)及び納付書を速やかに被保険者等あて送付すること。

4. 運用3号期間の記録管理及び補正方法

- (1) 運用3号期間は3号期間のまま記録を固定する。
- (2) ただし、運用3号期間は将来にわたり正当な記録と区分して管理を行う必要があることから、65歳未満は、記録訂正事跡確認システムを使用し管理することとし、理由コード「39」として入力し、備考欄には当該対象期間と確認日を登録する。
- (3) 上記(2)により、「記録訂正事跡管理システム」に登録した場合は、基礎年金番号管理ファイルに運用3号期間の事跡表示の登録【基礎年金番号：届書940(ねんきん特別便通知後状況登録処理票)】を行い、当該被保険者が運用3号期間を有する者であることをWMで照会可能とする。

5. 運用3号期間ありとして裁定した後、別の記録等が判明し再裁定となった場合の取扱い

(1) 対象者から年金額仮計算書Ⅱ・再裁定申出書の提出を受け、訂正報告書(様式127号)を作成すること。

(2) 年金額仮計算書Ⅱ・年金再裁定申出書及び訂正報告書を本部再裁定グループに進達すること。この場合、訂正報告書(様式127号)の備考欄に「運用3号適用(平成〇年〇月～平成〇年〇月)者の記録判明」と記載すること。

6. 被保険者等に対する全国一斉補正作業の実施について

62歳以下の被保険者等のうち不整合記録を有する者について、該当者を抽出するシステム改修に着手している。

システム開発終了後、全国一斉補正作業を実施する予定であるが、実施時期及び具体的な事務処理等は別途連絡する。

<参考>

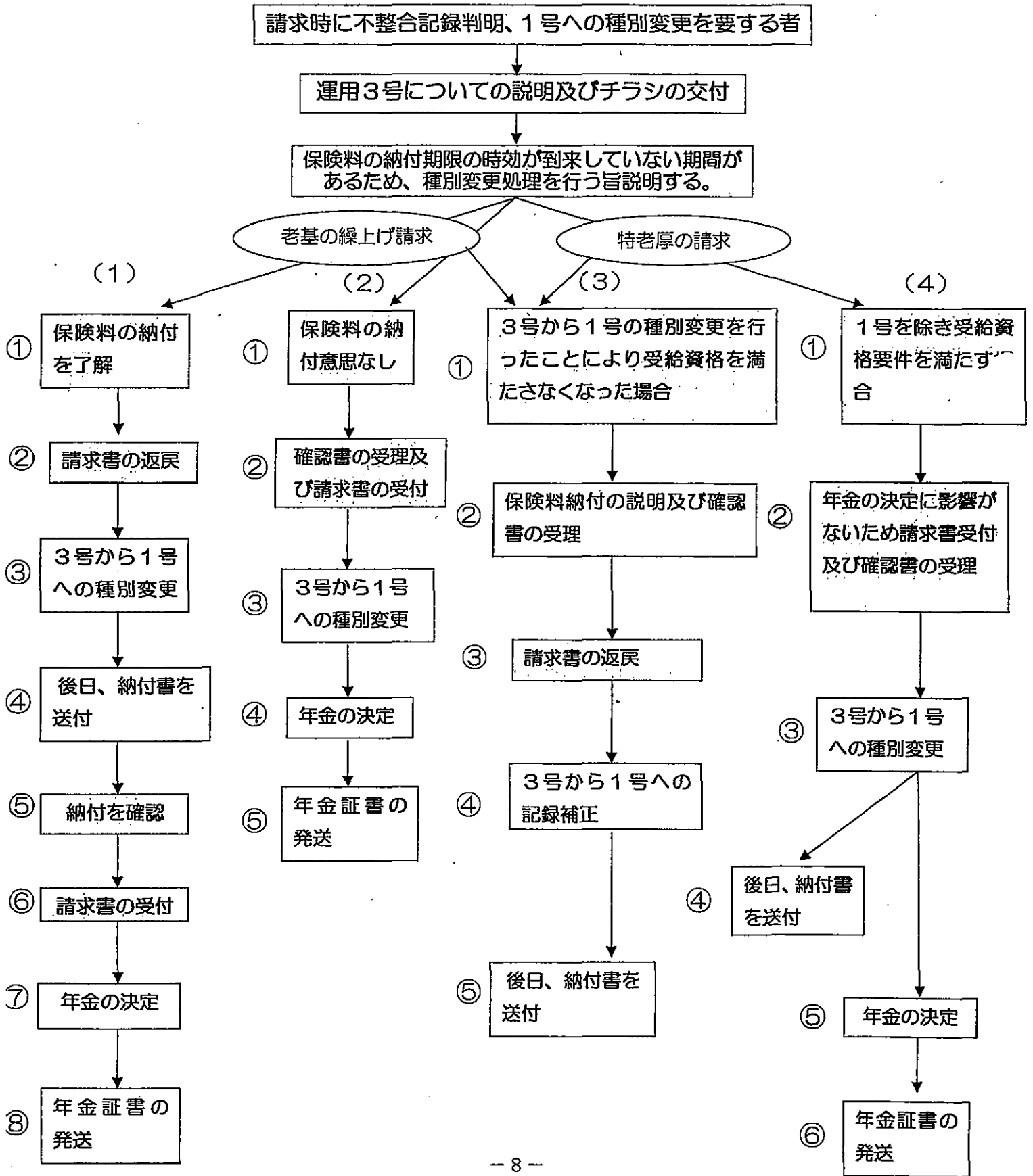
現在、再発防止策として、次の事項について検討中である。

(1) 被扶養配偶者の情報提供を得られていない健康保険組合から必要な情報提供を受ける。(実施方法及び実施時期について関係者と調整中)

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムを活用して住所確認を行い、届出がない場合の資格取得等の手続きを速やかに実施する。(平成23年4月以降予定)

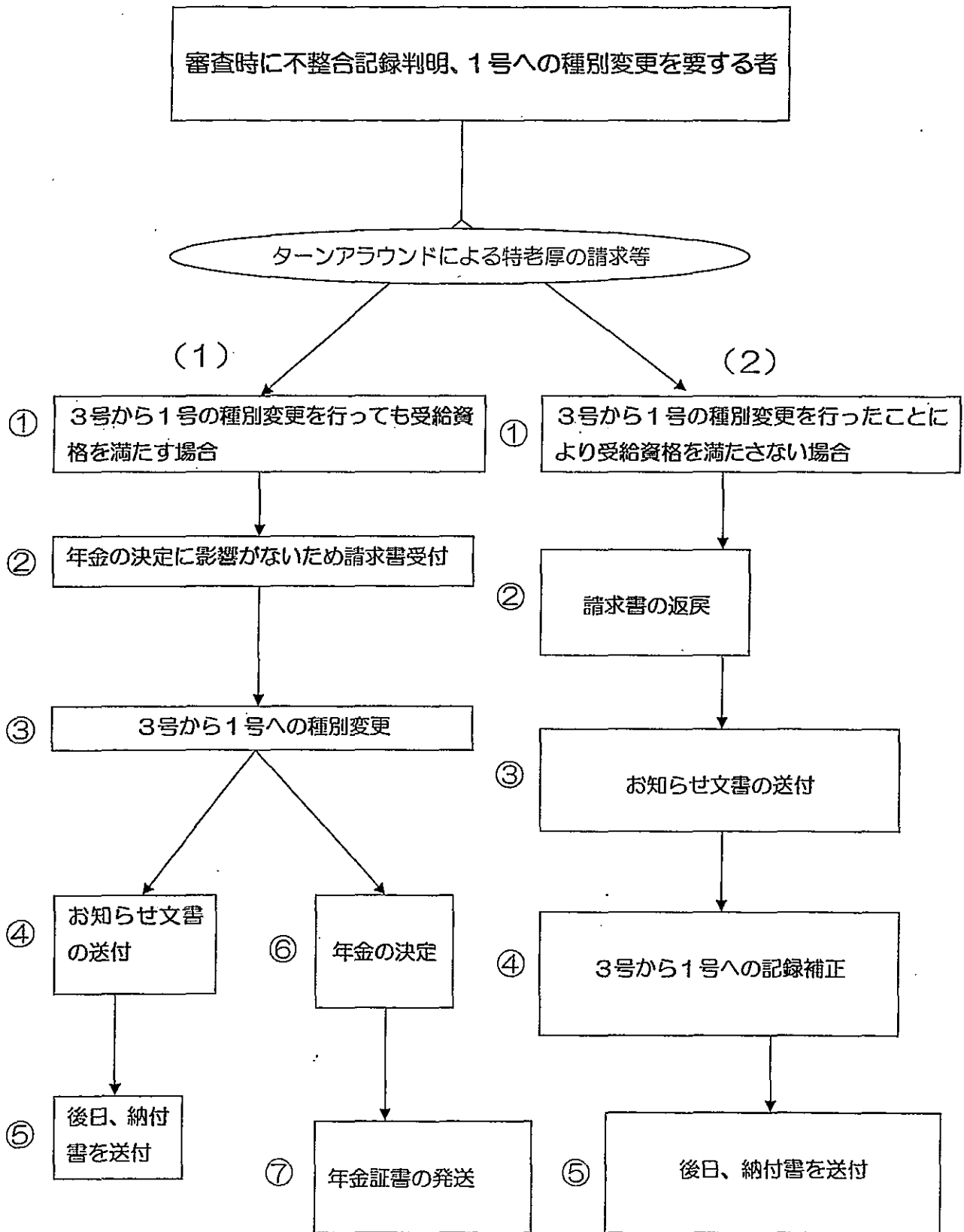
窓口対応時のフロー

別紙 1



郵送時の対応フロー

別紙 2



国民年金の第3号被保険者期間中に、第1号被保険者期間が含まれていることが確認された場合の取扱いについて

夫の退職等やご自身の年収の増加等により被扶養配偶者でなくなった場合は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届け出が必要となります。

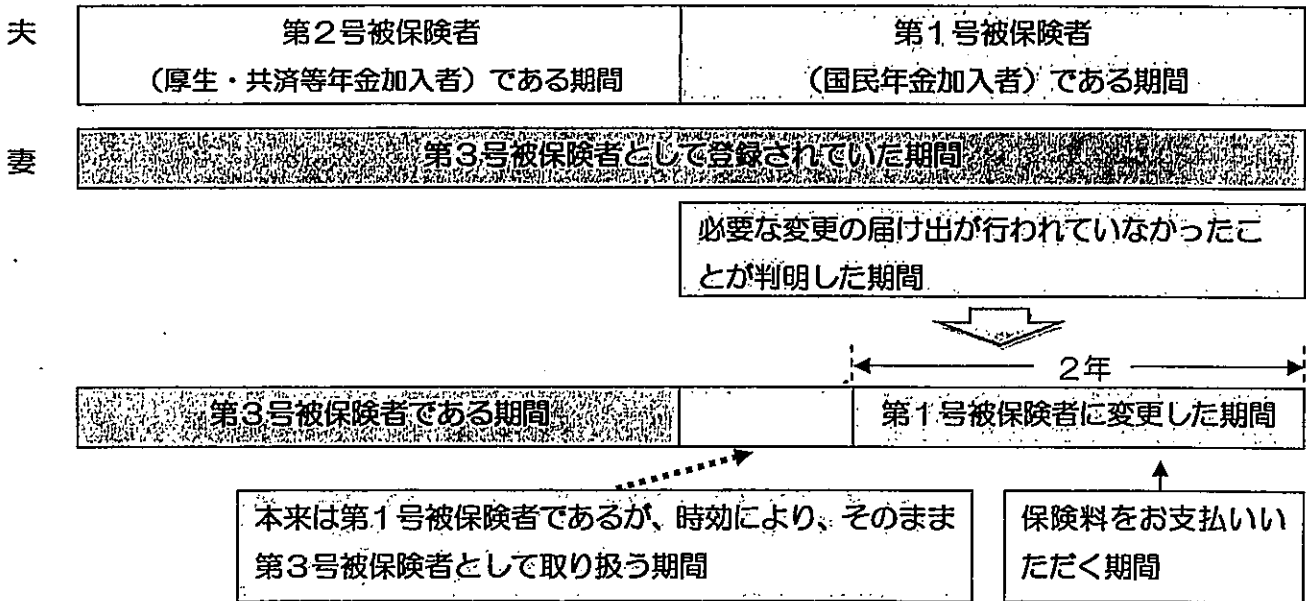
この変更の届け出が行われていないケースについては、過去2年以内の期間については第1号被保険者期間として国民年金保険料をお支払い頂くこととし、2年を超えて時効となる期間については、引き続き第3号被保険者期間として取り扱います。

※ 国民年金の第3号被保険者とは、厚生・共済等年金加入者に扶養される配偶者のことです。

代 表 例

管理されている記録

退職



国民年金保険料をお支払いいただけない場合は、年金額が減額されたり、年金を受け取るための資格期間を満たさなくなる場合がありますので、ご注意ください。

日本年金機構 年金事務所
電話

確 認 書

私は、年金の請求を行った際、年金事務所から次のとおり説明を受けて理解したうえで、年金の請求を行うことを確認します。

[説明を受けた内容]

- ① 日本年金機構が管理している私の国民年金の加入記録のうち、本来は第1号被保険者であるのに、必要な変更の届け出が行われていなかったため、第3号被保険者として管理されている記録があること。
- ② このうち、2年を経過していない期間については、第3号被保険者から第1号被保険者に変更されること。
- ③ 第1号被保険者へ変更された期間については、保険料を支払う必要があるが、支払わなかった場合には、受け取る年金の額が減ること。
- ④ 老齢基礎年金の裁定後、保険料を支払った場合は、再裁定が必要であること。
- ⑤ 変更後の記録のまま、老齢基礎年金の決定を行うことを希望すること。

平成 年 月 日

日本年金機構

〇〇年金事務所長 殿

基礎年金番号 〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

住 所

氏 名

確 認 書

私は、年金の請求を行った際、年金事務所から次のとおり説明を受けて理解しましたので、国民年金の保険料を納付した後、あらためて年金の請求を行うことを確認します。

[説明を受けた内容]

- ① 日本年金機構が管理している私の国民年金の加入記録のうち、本来は第1号被保険者であるのに、必要な変更の届け出が行われていなかったため、第3号被保険者として管理されている記録があること。
- ② このうち、2年を経過していない期間については、第3号被保険者から第1号被保険者に変更されること。
- ③ 第1号被保険者へ変更された期間については、保険料を支払う必要があるが、支払わなかった場合、老齢基礎年金を受けるために必要な加入期間に足りないこと。

平成 年 月 日

日本年金機構

〇〇年金事務所長 殿

基礎年金番号 〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

住 所

氏 名

確 認 書

私は、年金の請求を行った際、年金事務所から次のとおり説明を受けて理解したことを確認します。

[説明を受けた内容]

- ① 日本年金機構が管理している私の国民年金の加入記録のうち、本来は第1号被保険者であるのに、必要な変更の届け出が行われていなかったため、第3号被保険者として管理されている記録があること。
- ② このうち、2年を経過していない期間については、第3号被保険者から第1号被保険者に変更されること。
- ③ 第1号被保険者へ変更された期間については、保険料を支払う必要があるが、支払わなかった場合には、受け取る年金の額が減ること。

平成 年 月 日

日本年金機構

〇〇年金事務所長 殿

基礎年金番号 〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

住 所

氏 名

確 認 書

私は、年金の請求を行った際、年金事務所から次のとおり説明を受けて理解しましたので、国民年金の保険料を納付した後、あらためて年金の請求を行うこととします。

[説明を受けた内容]

- ① 日本年金機構が管理している私の国民年金の加入記録のうち、本来は第1号被保険者であるのに、必要な変更の届け出が行われていなかったため、第3号被保険者として管理されている記録があること。
- ② このうち、2年を経過していない期間については、第3号被保険者から第1号被保険者に変更されること。
- ③ 第1号被保険者へ変更された期間については、保険料を支払う必要があるが、支払わなかった場合、老齢厚生年金を受けるために必要な加入期間に足りないこと。

平成 年 月 日
日本年金機構
〇〇年金事務所長 殿

基礎年金番号 〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

住 所 _____

氏 名 _____

年金の請求をされたお客様へ

この度、お客様からお送りいただいた年金請求書にもとづいて、お客様の年金加入記録を確認したところ、本来は国民年金の第1号被保険者であるのに、必要な変更の届け出が行われていなかったため、第3号被保険者として記録されている期間（注）のあることが見つかりました。

つきましては、この件は次のように取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

1. 該当期間については、当所において、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更処理を行いました。変更後の年金加入記録は、同封の「被保険者記録照会回答票」のとおりとなりますので、ご確認ください。
2. 国民年金の第1号被保険者へ変更した期間については、国民年金保険料をお支払いいただく必要があります。後日、国民年金保険料納付書をお送りいたしますので、金融機関、コンビニエンスストア等でお支払いください。
なお、お支払いがない場合は、将来受け取る年金額が減ることになります。
3. この度の年金請求に係る決定処理は、国民年金保険料が納付されたかどうかにかかわらず、このまま進めることとなりますので、年金証書がお手元に届くまで、しばらくお待ちください。
4. 以前に年金見込額を照会されたお客様も、今回の第1号被保険者への変更処理により年金見込み額が変わっておりますので、改めてご確認ください。

（注）「本来は国民年金の第1号被保険者であるのに、必要な変更の届け出が行われていなかったため、第3号被保険者として記録されている期間」とは、お客様の場合、次の期間になります。

<input type="checkbox"/>	配偶者が会社等を離職したことに伴い、本来、国民年金の第1号被保険者となるべき期間
<input type="checkbox"/>	お客様の収入が一定額を超えた等により、配偶者の被扶養者でなくなったため、本来、国民年金の第1号被保険者となるべき期間
<input type="checkbox"/>	配偶者が65歳に到達し、国民年金の第2号被保険者でなくなったため、本来、国民年金の第1号被保険者となるべき期間
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

この取り扱いにつきまして、ご不明な点がございましたら、下記担当課（この度の加入変更及び国民年金保険料の納付については国民年金課、年金の決定等についてはお客様相談室）までお問い合わせください。

日本年金機構	年金事務所
	電話
	(国民年金課)
	(お客様相談室)

(別紙12)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

日本年金機構
〇〇年金事務所長

国民年金の第1号被保険者への変更について

このたび、お客様の国民年金の加入記録のうち、第3号被保険者として記録されていた期間（下表①の期間）と、配偶者の厚生年金等の加入期間（下表②の期間）を確認したところ、本来は第1号被保険者であるのに、第3号被保険者として記録されている期間（下表③の期間）のあることが見つかりました。

この期間（下表③の期間）のうち、2年を経過していない期間（下表④の年月日以降の期間）につきましては、当所におきまして、第3号被保険者から第1号被保険者への変更を行いましたので、この期間に係る国民年金保険料を、同封の国民年金保険料納付書により、（金融機関、コンビニエンスストア等で）お支払いただきますようお願いいたします。

また、2年を経過した期間（下表⑤の期間）につきましては、時効により保険料をお支払いただくことができないため、そのまま第3号被保険者として取り扱うこととなりますので、併せてお知らせいたします。

	加 入 期 間
①第3号被保険者として記録されていた期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
②配偶者の厚生年金等の加入期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
③上記①のうち、本来第1号被保険者である期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
④第1号被保険者への変更年月日	平成 年 月 日
⑤上記③のうち、そのまま3号被保険者として取り扱う期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

<お問い合わせ先>

〇〇年金事務所国民年金課

電話番号：999-999-9999

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

日本年金機構
〇〇年金事務所長

国民年金の第1号被保険者への変更について

このたび、お客様の国民年金の加入記録のうち、第3号被保険者として記録されていた期間（下表①の期間）と、お客様が被扶養配偶者に該当していた期間（お客様が配偶者に扶養されていた期間。下表②の期間）を確認したところ、本来は第1号被保険者であるのに、第3号被保険者として記録されている期間（下表③の期間）のあることが見つかりました。

この期間（下表③の期間）のうち、2年を経過していない期間（下表④の年月日以降の期間）につきましては、当所におきまして、第3号被保険者から第1号被保険者への変更を行いましたので、この期間に係る国民年金保険料を、同封の国民年金保険料納付書により、（金融機関、コンビニエンスストア等で）お支払いいただきますようお願いいたします。

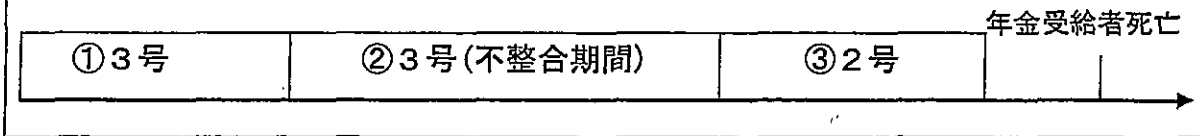
また、2年を経過した期間（下表⑤の期間）につきましては、時効により保険料をお支払いいただくことができないため、そのまま第3号被保険者として取り扱うこととなりますので、併せてお知らせいたします。

	加入期間
①第3号被保険者として記録されていた期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
②配偶者の厚生年金等の加入期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
③上記①のうち、本来第1号被保険者である期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
④第1号被保険者への変更年月日	平成 年 月 日
⑤上記③のうち、そのまま3号被保険者として取り扱う期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

〈お問い合わせ先〉
〇〇年金事務所国民年金課
電話番号：999-999-9999

運用3号に係るQ&A

(Q1) 年金受給者の死亡による遺族年金を請求する際、受給者の第3号被保険者期間に不整合期間が判明した場合の取扱いは、どのようになるのでしょうか。



(回答) 年金受給者の場合は、受給者記録はそのままとなるので、遺族年金の請求に影響を与えません。

②の期間は3号被保険者期間として管理されていた記録となりますので、不整合期間は「運用3号期間」となります。

(Q2) 障害年金や遺族年金の請求において、第3号被保険者記録に不整合期間が判明した場合の運用3号期間とされる期間は、納付要件の基準をどのように取り扱うのでしょうか。

(回答) 通知の日若しくは通知により指定した日(以下「通知日等」という)以降に不整合期間が判明した場合は、事象発生日(障害初診日、被保険者死亡日)が、通知等の前後のいずれの場合であっても、運用3号を適用し、受給資格要件(納付要件)に算入することとなります。ただし、記録訂正してから直近の2年間は未納状態となるため、この期間に事象発生日がある場合は、事象発生日前の直近1年間では納付要件を満たされないこととなりますので留意ください。2/3要件でみることとなります。

(Q3) 運用による3号期間は、過去に同様の事象で記録訂正を行っている者についても適用するのでしょうか。

(回答) 今回お示しした取扱いは、記録が不整合となっていることが施行日以降に判明した場合を対象としており、既に記録が正しく訂正されている者についての再訂正は行いません。

(Q4) 平成20年4月以降の期間で運用3号とされる期間は、離婚分割の対象となるのでしょうか。

(回答) 運用3号期間は保険料納付済期間とされ通常の3号と同様の取扱いとなるため、当然、離婚分割の対象となります。

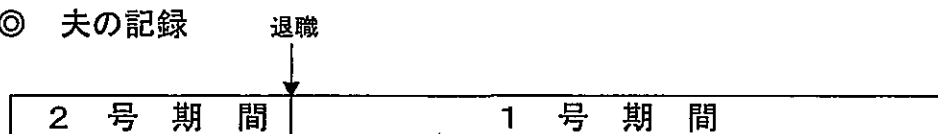
(Q5) 第2号被保険者前に第3号被保険者期間を有し、当該第3号被保険者期間において不整合記録(2年前の期間に限る。)が判明した場合、手続きが必要でしょうか。

(回答) 手続きは不要ですが事蹟管理システムへの登録は必要です。(図1参照)

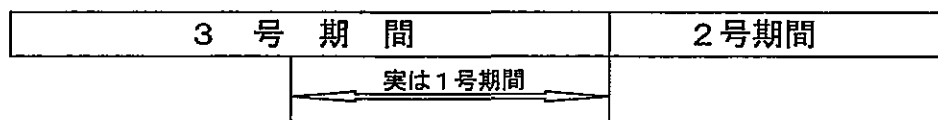
図1

A 不整合記録(現状)

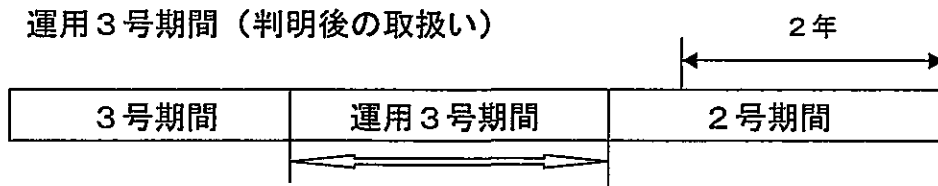
◎ 夫の記録



◎ 本人(妻)の記録



B 運用3号期間(判明後の取扱い)



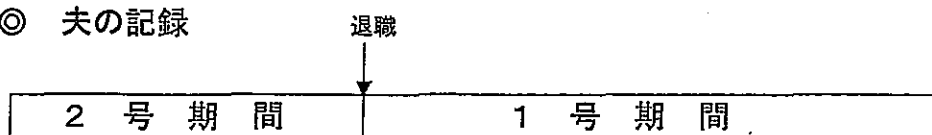
(Q6) 第2号被保険者前に第3号被保険者期間を有し、当該第3号被保険者期間において不整合記録(2年以内の期間)が判明した場合、手続きが必要でしょうか。

(回答) 第1号被保険者となるべき期間がありますので、不整合期間のうち保険料の時効が到来する2年以内の期間については、1号への種別変更が必要となります。(図2参照)

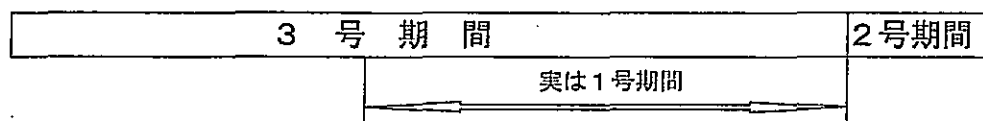
図2

A 不整合記録（現状）

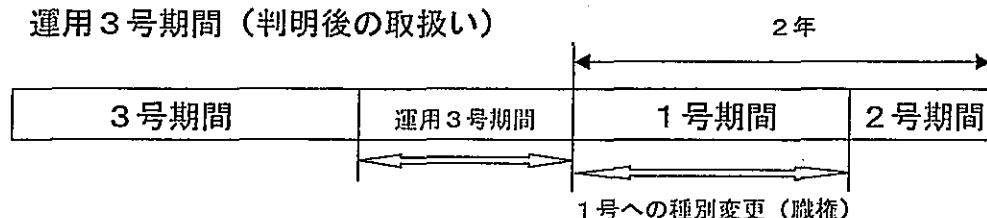
◎ 夫の記録



◎ 本人（妻）の記録



B 運用3号期間（判明後の取扱い）



（Q7）年金請求時における第3号被保険者期間の不整合記録の有無の確認は、どの程度まで行うのでしょうか。

（回答） 第3号被保険者期間の不整合記録は、配偶者記録との不整合だけでなく、被扶養配偶者の収入が認定基準を超え扶養から外れる場合も対象となるため、年金裁定時には、被扶養者情報（機構で確認できる情報に限る。）まで確認する必要があります。

（Q8）第3号被保険者期間として管理している期間について、基礎年金番号に統合されていない直近の2年より前の1号記録（手番等）が判明した場合の取扱いはどのようなのでしょうか。

（回答） 判明した1号記録（納付の有無は問わない）について、本人記録であるか否かの確認を行い、本人記録と確認できた場合は基礎年金番号に統合する。
この場合は、記録訂正となるため、統合した1号記録及び1号喪失後の3号期間として管理されていた記録のどちらも運用3号を適用しない。（年金確保支援法を適用する。）
ただし、判明した1号記録について未納期間がある場合は、統合した結果、将来の年金額が減少することとなるため、本人の判断により、統合せず、3号のままとすることは可能である。（「記録訂正による年金額への影響があ

る者に関する取扱いについて（平成 22 年 3 月 30 日付年管企発 0330 第 3 号、
年管管発 0330 号第 1 号）」）

（Q 9）運用による 3 号は、今後も期限なく取り扱うのでしょうか。

（回答） 運用による 3 号の適用については、当分の間の暫定として行うものであり、
必要に応じて見直すこともある。